

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案要綱

第一 定義

一 「不動産特定共同事業」の定義に、三の特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為（以下「第三号事業」という。）及び特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為（以下「第四号事業」という。）を追加するものとすること。

二 不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益等の分配を行う行為で業として行うものであつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを「特例事業」と定めるものとすること。

- 1 当該行為を専ら行うこと目的とする法人が行うものであること。

- 2 不動産取引に係る業務及び不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務を不動産特定共同事業者に委託するものであること。

- 3 不動産投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者等を相手方又は事業参加者とするものであること。

4 その他事業参加者の利益の保護を図るために必要な要件に適合するものであること。

三 特例事業に係る届出をした者を「特例事業者」と定めるものとすること。

(第二条関係)

第二 許可

一 不動産特定共同事業（第三号事業及び第四号事業に限る。）を営もうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないものとすること。

二 不動産特定共同事業の許可を受けることができない者に、許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日等までの間に不動産特定共同事業の廃止の届出をした法人の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しない者が役員等にいる法人、暴力団員等がその事業活動を支配する法人、第二種金融商品取引業の種別に係る金融商品取引法第二十九条の登録を受けていない法人（第四号事業を行おうとする場合に限る。）等を追加するものとすること。

三 変更の許可に係る許可基準に不動産特定共同事業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成に係るものと追加するものとすること。

四 許可換えの場合における従前の許可の効力について所要の規定を設けるものとすること。

五 不動産特定共同事業者名簿等の閲覧の対象について所要の見直しを行うものとすること。

(第三条、第六条、第八条、第八条の二及び第十三条関係)

第三 業務等

自己取引等の禁止、特例事業者から委託された業務の再委託の禁止等、特例事業者の委託を受ける不動産特定共同事業者の業務等について所要の規定を設けるものとすること。

(第二十六条の二、第二十六条の三、第二十九条、第三十条及び第三十二条関係)

第四 監督

一 業務停止命令の要件に、不動産特定共同事業者が業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき等を追加するものとすること。

(第三十五条関係)

二 立入検査等の対象に、不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者等を追加するものとすること。

(第四十条関係)

第五 特例事業者

一 特例事業については、不動産特定共同事業の許可を要しないものとし、特例事業を営もうとする法人

は、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならないものとすること。

二 特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該特例事業者を主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定の一部を適用するものとすること。

三 主務大臣は、特例事業者が特例事業として開始した事業が特例事業に該当しなくなつたときは、当該特例事業者に対し必要な措置をとることを命ずることができるものとすること等、所要の規定を設けるものとすること。

四 特例事業者に対する立入検査等、所要の監督規定を設けるものとすること。 （第四十条の二関係）

第六 雜則

不動産特定共同事業（第四号事業に限る。）を行おうとする信託会社は、第二種金融商品取引業の種別に係る金融商品取引法第二十九条の登録を受けているものとすること。 （第四十六条関係）

第七 その他

罰則の整備その他所要の改正を行うものとすること。

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律による改正後の不動産特定共同事業法の施行の状況についての検討規定を設けるほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定するとともに、関係法律の一部を改正するものとすること。

（附則第二条から附則第十二条まで関係）